

聖籠町介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年6月21日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第14号

聖籠町介護保険条例の一部を改正する条例

聖籠町介護保険条例（平成12年聖籠町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「平成27年度及び平成28年度」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

第18条第1項第5号から第7号までを削り、同条第2項第5号から第7号までを削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の聖籠町介護保険条例第7条の規定は、平成29年度分の介護保険料について適用し、平成28年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。

（経過措置）

- 3 この条例による第18条の改正規定の施行の際現に改正前の聖籠町介護保険条例第18条第1項第5号から第7号までに規定する助成事業を利用した者は、この条例の施行の日から3月間は、この条例の改正にかかわらず、引き続き当該助成事業の申請を行うことができる。